平成２５年（フ）第１２９号
高知市横浜新町２丁目102番地　県営横浜団地Ｒ４―102号
債務者　森澤　佳男
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３１号
高知県長岡郡本山町本山1075番地
債務者　谷田実津保
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５号
長野県伊那市境1563番地　向山里美方、破産手続開始決定時の住所長野県伊那市高遠町西高遠635番地１
破産者　北原　隆光
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４号
福島県いわき市四倉町狐塚字古川93番地
破産者　薗邉美千代
1　破産債権の届出期間　平成25年７月30日まで
2　一般調査期日　平成25年９月９日午前11時
平成25年６月17日
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第６６６号
大阪市浪速区桜川３丁目４番５―304号
破産者　仁井田忠吉
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後３時30分
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２４号
大阪府大東市朋来２丁目５番25号
破産者　黒田　直行
1　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午後３時
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９６号
大阪市中央区南船場３丁目１―９
破産者　株式会社リファースト
1　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午後３時
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７４号
名古屋市千種区大島町１丁目31番地　フレンズビル201号
破産者　市原　貞秋
1　破産債権の届出期間　平成25年７月23日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時30分
平成25年６月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８７号
大阪市天王寺区逢阪１丁目３―38　ＮＣＡ夕陽ヶ丘704号、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町９丁目３番12―2001号
破産者　深井　勝
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月18日午後１時30分
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦74番地５
破産者　田島征一郎
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後１時30分
平成25年６月20日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第６８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1148番地４　扇原コーポ201
破産者　渡邊　　潔
1　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
2　一般調査期日　平成25年９月10日午後２時
平成25年６月18日
さいたま地方裁判所熊谷支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２５号
松江市東津田町491番地
破産者　小村　和也
異議申述期間　平成25年８月15日まで
平成25年６月20日　　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第８号
前橋市大渡町１丁目23番地の１
清算株式会社　金井プレス工業株式会社
代表清算人　金井　　保
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第３号
大津市月輪１丁目９番地の18
清算株式会社　株式会社ニューびわこ
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第１００２号
神戸市垂水区東舞子町18番11号
清算株式会社　神戸マリンホテルズ株式会社
代表清算人　木原　　勇
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２号
埼玉県川越市大字福田160番地１
清算株式会社　ＮＳＭ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（ヒ）第２号
東京都東久留米市神宝町１丁目12番26号
清算株式会社　株式会社新倉鉄工所
代表清算人　新倉　健司
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

更生計画変更

平成２４年（ミ）第１号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
⑴　本件更生計画第２章第１節第１本文末尾に、
「　なお、更生計画に基づく弁済原資は、原則として第６章第１節の①から④までに限られるが、例外的に、未確定更生債権の弁済原資が不足する場合において、これら以外の更生会社の資産も存在が確定した未確定更生債権の弁済原資として利用できる。」
を追加する。
⑵　本件更生計画第２章第１節第２の３⑴本文３行目から６行目の「確定する。」までを、
「　本更生計画では、未確定更生債権等の弁済原資として、第１回分割弁済日において第１回分割弁済に充てずに留保する額を平成25年６月12日付け変更後においては６億5389万2919円以上と見積もっているが、実際の留保額は、第１回分割弁済日までに確定する。」
と変更する。
⑶　本件更生計画第２章第１節第２の３⑵②(v)を、
「　未確定未成就等更生債権等の最大弁済額の確定、及びその後の未確定更生債権等の確定に伴う更生債権の追加弁済（第３章第４節第１の３⑵⑤）」
と変更する。